

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

(賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更)

- 第 1 条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から 12 月を経過した後に、日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。ただし、残りの履行期間が第 3 項に定める基準とする日から 2 か月以上ある場合に限るものとする。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、請求のあった日の属する月の 1 日（履行期間開始の日が 1 日でない場合において、履行期間開始の日から請求のあった日の属する月の 1 日までの期間が 12 か月に相当する日数を経過していないときは、請求のあった日の属する月の翌月の 1 日）を基準とし、賃金水準の変動等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。